

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成27年12月22日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500221 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500091 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 24 年 10 月 1 日から平成 23 年 9 月 1 日に訂正し、平成 23 年 9 月から平成 24 年 9 月までの標準報酬月額を 17 万円とすることが必要である。

平成 23 年 9 月 1 日から平成 24 年 10 月 1 日までの訂正後の期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

また、請求者の A 社における平成 24 年 6 月 20 日の標準賞与額を 12 万 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 24 年 6 月 20 日の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 23 年 9 月 1 日から平成 24 年 10 月 1 日までの期間の厚生年金保険料、及び平成 24 年 6 月 20 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 23 年 9 月 1 日から平成 24 年 10 月 1 日まで
② 平成 24 年 6 月

私は、A 社には平成 23 年 9 月 1 日から勤務していたが、請求期間①については保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) になっている。

しかしながら、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたので、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

また、請求期間②については、私が所持する平成 24 年 6 月分賞与に係る給与支給明細書で確認できるように、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額として記録してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①について、A 社が提出した請求者に係るタイムカード、同社に係る雇用保険の被保険者記録及び同社が加入する B 健康保険組合の資格記録により、請求者が同社に平成 23 年 9 月 1 日から継続して勤務していることが確認できる。

また、請求者が提出した請求期間①に係る給与支給明細書、給与所得の源泉徴収票、預金通帳の写し、A 社が提出した賃金台帳及び C 市が提出した給与支払報告書により、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、前述の給与支給明細書等で確認できる厚生年金保険料の控除額から、17 万円とすることが必要である。

請求期間②について、請求者から提出された平成 24 年 6 月分の賞与に係る給与支給明細書により、請求者は、請求期間に A 社から賞与を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間②に係る賞与支給日については、同僚等の陳述から平成 24 年 6 月 20 日とすることが妥当である。

また、請求期間②の標準賞与額については、上記給与支給明細書において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、12 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は、厚生労働省から請求された金額については納付している旨回答しているところ、日本年金機構 D 事務センターから提出された請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者資格取得届（資格取得年月日は、平成 23 年 9 月 1 日）によると、同社は厚生年金保険料の徴収する権利が時効により消滅した後の平成 26 年 11 月 17 日付けで請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し提出していることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500205 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500090 号

第 1 結論

昭和 49 年 5 月 31 日から昭和 52 年 8 月 1 日までについて、請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 49 年 5 月 31 日から昭和 52 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 49 年 5 月 31 日に A 事業所の B 支店が C 市 (現在は D 市) に開設された時に新規採用され、昭和 53 年 6 月まで継続して勤務したが、厚生年金保険被保険者の資格取得年月日は昭和 52 年 8 月 1 日とされている。昭和 49 年 5 月 31 日から昭和 52 年 8 月 1 日までの同事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者の A 事業所に係る雇用保険の被保険者記録及び同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の同僚の陳述から、請求者が請求期間の一部において同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 事業所の当時の事業主は既に死亡している上、複数の E 種社員及び F 種社員に照会したところ、いずれの者も関連資料を保管していない旨回答していることから、請求者の勤務していた期間が特定できないほか、請求期間における厚生年金保険料の控除については不明であると陳述しており、請求者の当該期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について事業主の陳述及び関連資料を得ることができない。

また、前述の複数の同僚について、A 事業所に係る雇用保険の被保険者記録を確認したところ、雇用保険の被保険者期間が厚生年金保険の被保険者期間と一致しない者が散見されることから、請求期間当時、同事業所では、必ずしも全ての在職期間について、厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述の被保険者原票を確認したところ、前述の複数の同僚が請求者と同じ A 事業所 B 支店で勤務していたとする当時の同僚として氏名を挙げた者のうち複数の者については、同事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、同事業所では、必ずしも全ての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、前述の被保険者原票により、請求期間を含む前後の期間にわたり、請求者の厚生年金保険の被保険者記録は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。